

# 車体課税(地方税)の現状

■ : 地方財源

※「◎」は平成31年度改正の内容

◎エコカー減税(自動車重量税)  
⇒軽減率を縮減した上、2年間延長。

取得  
(購入時)

保有

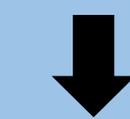
利用  
(車検時)

ガソリン車

ディーゼル車

軽自動車

自動車取得税  
※2019.9に廃止



環境性能割  
※2019.10に導入

自動車税  
(都道府県税)  
※2019.10から  
自動車税の種別割

軽自動車税  
(市町村税)  
※2019.10から  
軽自動車税の種別割

自動車重量税  
(国税)

自動車  
重量譲与税

◎エコカー減税(自動車取得税)  
⇒軽減率を縮減した上、  
6ヶ月延長(2019.4~9)。

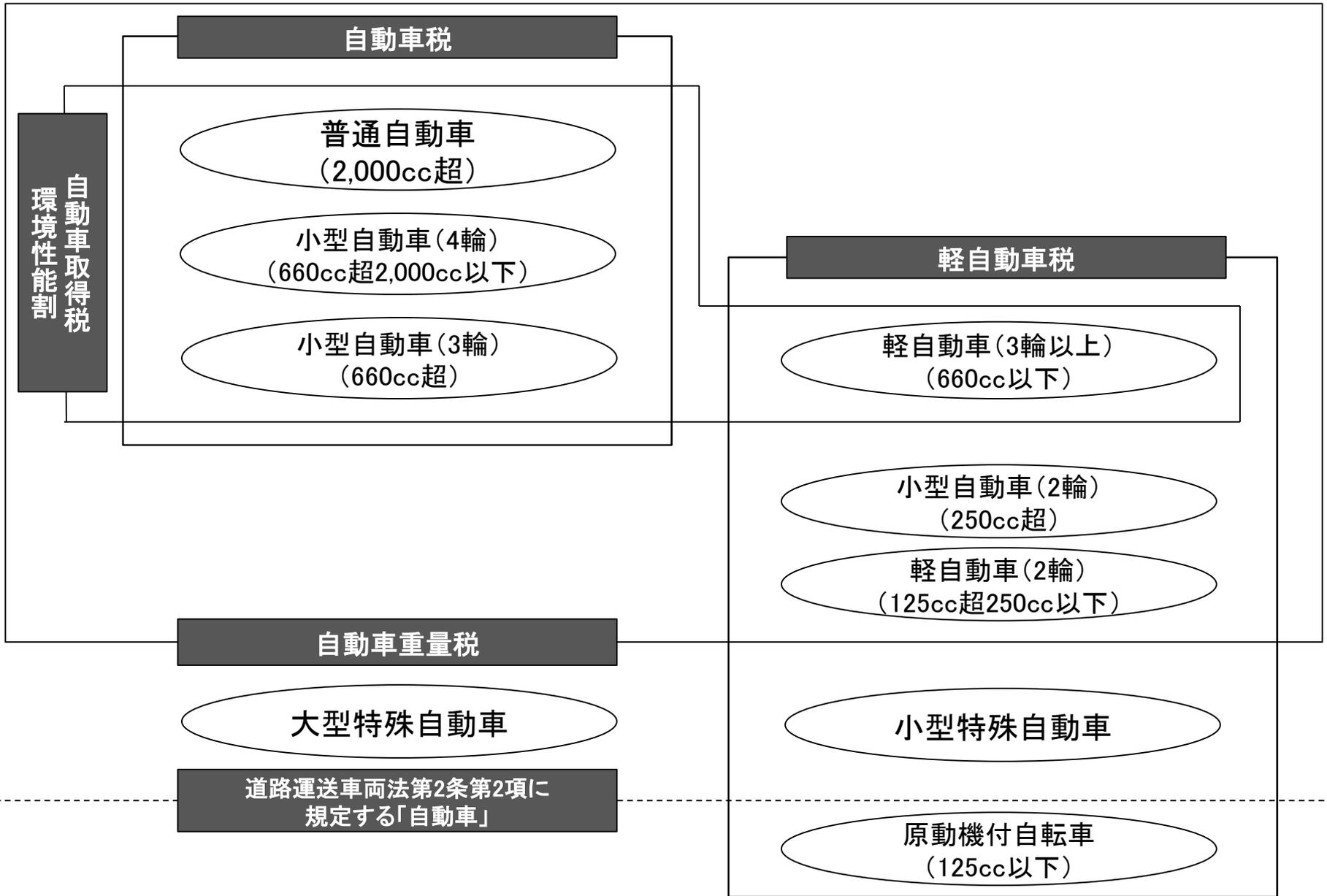
◎自動車税・軽自動車の環境性能割  
⇒2019年10月から2020年9月まで  
の間に自家用の乗用車を購入する  
場合、税率1%分が軽減。  
※中古車も対象

◎グリーン化特例(軽課)  
⇒2021,2022年度に購入する自家用の乗用車  
について、対象車両を電気自動車等に限定。  
(2019,2020年度分は単純延長)

◎自動車税(種別割)  
⇒2019年10月以降に購入する自家用  
の乗用車(登録車)の税率引下げ。



# 車体課税の関係図



# 自動車取得税・自動車税・軽自動車税の概要

## 〔課税のタイミング〕

## 〔税額の計算方法〕

≪都道府県税≫

**自動車取得税** (消費税率10%段階で廃止)

自動車の取得時  
(購入時)

(課税標準)

自動車の  
取得価額  
(免税点は50万円)

×

(税率)

3%

営業用自動車及び  
軽自動車は2%  
(当分の間の措置 本則は3%)

※ エコカー減税による軽減措置あり

≪都道府県税≫

**自動車税** (消費税率10%段階で環境性能割が導入)

賦課期日4月1日

※ 月割課税あり(自動車の取得時)

※ 納期は原則5月中において、都道府県の条例で定める。

(課税客体)

自動車  
(軽自動車、二輪の小型自動車  
及び特殊自動車を除く)

(標準税率)

総排気量に応じた税率  
(乗用車の場合)

※ トラックは最大積載量、バスは乗車定員  
に応じた税率

※ グリーン化特例による軽減・重課措置あり

≪市町村税≫

**軽自動車税** (消費税率10%段階で環境性能割が導入)

賦課期日4月1日

※ 納期は原則4月中において、市町村の条例で定める。

(課税客体)

軽自動車  
二輪の小型自動車  
原動機付自転車  
小型特殊自動車

(標準税率)

10,800円  
(自家用乗用車の場合)

※ 軽自動車等の種別、総排気量(原動機付  
自転車の場合)等により異なる。

※ グリーン化特例による軽減・重課措置あり

# 自動車取得税と環境性能割の概要

## 自動車取得税（～2019年9月）

〔課税のタイミング〕

自動車の取得時  
(購入時)

〔税額の計算方法〕

(課税標準)

自動車の  
取得価額  
(免税点は50万円)

×

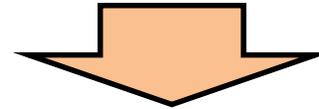
(税率)

3%

営業用自動車及び  
軽自動車は2%  
(当分の間の措置 本則は3%)

(計算例: 自家用の自動車)  
取得価額が150万円の場合  
 $150万 \times 3\% = 4万5千円$

※ 燃費性能が良い自動車には、税率を軽減する  
特例措置である「エコカー減税」が講じられる。



※ 自動車取得税は消費税率10%引上げ時に廃止され、  
自動車税及び軽自動車税に環境性能割が導入。

## 環境性能割（自動車税・軽自動車税）（2019年10月～）

〔課税のタイミング〕

自動車の取得時  
(購入時)

〔税額の計算方法〕

(課税標準)

自動車の  
取得価額  
(免税点は50万円)

×

〔税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定される仕組み〕

燃費基準値達成度等	税率(31改正)		
	自家用		営業用
	登録車	軽自動車	
電気自動車等	非課税	非課税	非課税
★★★★かつ平成32年度燃費基準+20%達成車			
★★★★かつ平成32年度燃費基準+10%達成車	1%		
★★★★かつ平成32年度燃費基準達成車	2%	1%	0.5%
★★★★かつ平成27年度燃費基準+10%達成車	3%	2%	1%
上記以外			2%

※ 燃費基準値達成度については、技術開発の動向や地方財政  
への影響等を踏まえ、2年ごとに見直し。

※ 上記に加え、一定の排出ガス性能を要求